給与支払報告書の提出と記載方法

前々年に税務署に提出すべき源泉徴収票が100枚以上である支払者は、下記の提出方法によらず、eLTAX等の電子データによる提出が義務付けられました。提出方法等、詳しくは地方税共同機構のホームページをご覧ください。

税務署に提出すべき源泉徴収票が 100 枚未満の場合は、下記の提出方法のとおり提出をお願いします。

1 提出方法

右の図のように順番に重ねて提出してください。 給与支払報告書(給報)は、<u>1枚のみ</u>の提出を お願いします。

総括表 特別徴収の給報 普通徴収仕切紙 普通徴収の給報

【普通徴収に区分される者】

- ■令和6年中の退職者
- ■令和7年4月1日に在職しない予定の者(令和7年6月から特別徴収ができない者)
- ■パート従業員(特別徴収が可能な場合は、特別徴収でお願いします。)
- ■給与所得のうち支給期間が1月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを 受けている者 等

※徴収区分ごとに仕分けされていない場合は、「全員を特別徴収対象者」とさせていただきます。

2 総括表の記入方法

同封の総括表に事業所の名称・所在地等は印字しておりますので、変更がある場合は「上記変更の場合」 欄に「朱書」で記載をお願いします。中央の切り取り線で切離し、それぞれ総括表・仕切紙として使用してください。その他の項目については記載例をご参照ください。

